

き れ い な 空 気 よ い 水 を 求 め て

会報 かれいなきょう

Vol.19



photo : 「駿府城公園・坤櫓(ひつじさるやぐら)」 静岡市市民カメラマン 築地秀男

県内優良施設見学研修会

静岡ガス株 本社
はごろもフーズ株 富士山パスタプラント …1

環境セミナー …2

環境法令基礎研修 …3

かんきょうにゅーす …5



この会報誌は古紙配合率 100%、
白色度 70% の再生紙を使用してい
ます。

「県内優良施設見学研修会」に参加して

■DATA■

2013年11月12日(火)

①静岡ガス株 本社ビル ②はごろもフーズ株 富士山パスタプラント

毎年の恒例行事となった「優良施設見学研修会」が2013年11月12日(火)、静岡にも冬将軍が顔を出した日に開催されました。見学企業は新建屋を竣工したばかりの「静岡ガス(株)本社ビル」殿と、「はごろもフーズ株富士山パスタプラント」殿を見学させて頂きました。

①静岡ガス(株) 本社ビル

1.会社／見学先概要

静岡ガス(株)殿は明治43年創立、静岡市、富士市、沼津市、三島市等へガスの供給を行っており、私たちの生活に不可欠なライフラインを提供して頂いている市民密接型企業です。

現在、静岡市駿河区八幡にある本社ビルは2013年4月、従来の敷地の隣に建替えられました。省エネ技術に優れているだけでなく、屋上に非常用発電機等を備え、隣の本社ビル跡地に移転が決まっているNHK静岡と共に、南海トラフ地震等災害発生時、地域防災センターとしての機能をもっています。

2.環境への取り組み内容

本社ビルは、建築物総合環境性能評価システムの静岡版最高ランク「S」を取得しており（静岡市で2例目）、資源エネルギー庁が進める「平成24年度ZEB住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業」の補助金の採択も受けたなど、最新の省エネ技術が投入されています。再生可能エネルギー利用として太陽光発電パネルの屋上設置、通年安定した温度の井戸水／地中熱の活用を図っています。又、天然ガスによるコジェネレーションシステムを採用し、その排熱を利用して温水をつくり冷暖房や給湯に使用しています。



環境セミナー

Tuesday, February 4, 2014

東南アジア諸国のリサイクル事情と 東日本大震災の災害廃棄物について

講師 作家・ジャーナリスト 濱戸義章氏

今年度の環境セミナーは、作家・ジャーナリストの濱戸義章氏をお招きし「東南アジア諸国のリサイクル事情と東日本大震災の災害廃棄物について」と題して、2月4日、グランシップの映像ホールで開催された。

講師の濱戸先生は30代とまだお若いながら、ゴミ事情については大学で環境問題を学ばれたのをスタートに、最近では東南アジア7カ国をリユース（再使用）、リサイクル（再生使用）、アップサイクル（付加価値）をキーワードに3ヶ月をかけて取材、その帰国の矢先に発生した東日本大震災では復興支援事務局に携わるなど実体験も豊富である。

まず、セミナー前半の東南アジア諸国のリサイクル事情は、やはり日本とは違うことを実感させられた。ゴミ捨て場で売値がつくゴミを拾い集め生活の糧とする1万人の人々や紙ゴミから再生紙を作る村など、東南アジアではまだまだ「もったいないからリサイクル」ではなく、ゴミは生きるための資源なのである。

その中でも興味深かったのは、アップサイクル（付加価値）の取り組みである。新聞紙をひも状にして編んだバックやお菓子袋をつなぎ合わせて作ったリュックサックなどが写真で紹介されたが、なかなかステキなデザインで日本人の目からみても商品価値のあるものである。新聞紙から作ったバックは、千円～2千円で販売されているそうである。デザインという付加価値を付けて、ワンランクアップさせてリサイクルしているのである。

後半の東日本大震災の災害廃棄物については、ガレキやヘドロは公共工事の盛土材料に、木くず

は燃料にリサイクルされ、仙台市のリサイクル率は70%のこと。さらにアップサイクルも行われており、ガレキをキーholderにして「瓦 Re:KEY」（ガレキー）とネーミングして販売し、2年間でなんと7万個以上を売り上げ、カフェのオープン資金になったそうである。

今回のセミナーでは、ここまでご紹介した以外にも多くのリユース（再使用）やリサイクル（再生使用）の実例が写真とキーワードで紹介され、そのお蔭で参加者はそれぞれの視点で多くのものを感じ、多くのものを持ち帰ることが出来たのではないかと思う。

レポート：三井住友建設株静岡支店 菅野 泉



環境法令基礎研修会

大気汚染及び水質汚濁等、 騒音振動規制等に係る法令に 関連する届出について

平成25年11月27日(水) もくせい会館 第1会議室

飯田道男氏

小笠原拓磨氏

騒音・振動・悪臭対策について

「環境法令基礎研修（中部地域）」が静岡県環境保全協会と共に開催されました。

環境法令全般の概要について、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課職員、水質・大気・ダイオキシン関係の届出については、中部健康福祉センター 環境課職員、騒音・振動・悪臭対策に関する届出については、静岡市環境局環境創造部環境保全課職員から説明を受けました。その中で騒音・振動・悪臭対策に係る届出の主な内容については次の通りです。その他、水質・大気・ダイオキシン関係の届出については、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課のホームページから研修資料（PDF）をご覧ください。

[http://www.pref.shizuoka.jp/
kankyou/ka-050/index.html](http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/index.html)

公害関係届出提出事業者の方へ

届出をパソコンで作成したい方や、データを保存しておきたい方は下記のホームページから届出書の様式がダウンロードできますのでご利用ください。

○静岡市 申請書ダウンロードシステム

<http://shinsei.city.shizuoka.jp/>
分類や五十音での検索が可能です。公害関係の届出の他にも、静岡市へ提出する各種届出書、申請書等がダウンロードできます。
(静岡市トップページ > 申請書ダウンロード)

○静岡市環境保全課 公害関係届出書様式集

[http://www.city.shizuoka.jp/deps/
kankyozen/yosiki.html](http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyozen/yosiki.html)

環境保全課へ提出する各種届出書がダウンロードできます。
(静岡市トップページ > 環境 > 環境保全課 > 届出書様式集)

研修資料

届出の種類

騒音

- 1.設置届
- 2.使用届
- 3.種類ごとの数変更届出書
- 4.騒音防止の方法変更届出書
- 5.氏名変更届出書
- 6.承継届出書
- 7.特定施設使用全廃届出書

※届出先は、特定施設を設置している各市町環境保全担当課です。
※騒音関係と振動関係の届出は、それぞれについて行う必要があります。

振動

- 1.設置届
- 2.使用届
- 3.種類及び能力ごとの数変更届出書
- 4.特定施設の使用の方法変更届出書
- 5.振動防止の方法変更届出書
- 6.氏名変更届出書
- 7.承継届出書
- 8.特定施設使用全廃届出書

どんなとき、いつまでに届け出るのか

届出の種類	届出が必要となる場合（届出の期日）
設置届	特定施設が設置されていない工場・事業場へ、新たに特定施設を設置しようとするとき 【届出期日】特定施設の設置の工事開始の日の30日前
使用届	新たに規制地域の指定が行われた場合で、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき（法の場合のみ）、又は新たに特定施設が追加されたとき 【届出期日】地域に指定された日、又は特定施設となった日から30日以内
種類ごとの数 変更届出書 種類及び能力 ごとの数変更届	設置届又は使用届をした者について、 【騒音】その特定施設の種類ごとの数を変更するとき（減らす場合、直近の届出の2倍以内の数に増加する場合は不要） 【振動】その特定施設の種類及び能力ごとの数を変更するとき（減らす場合は不要） 【届出期日】変更に係る工事開始の日の30日前
特定施設の使 用方法変更届	【振動のみ】設置届又は使用届をした者について、その特定施設の使用の方法を変更するとき（使用開始時刻の線上げ又は使用終了時刻の線下げを伴わない場合は不要） 【届出期日】変更に係る工事開始の日の30日前
騒音・振動防 止の方法変更届	設置届又は使用届をした者について、騒音又は振動の防止の方法を変更するとき（騒音又は振動の大きさが増加しない場合は不要） 【届出期日】変更に係る工事開始の日の30日前
氏名変更届	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき 【届出期日】変更の日から30日以内
承継届	特定施設に係る届出者の地位を承継したとき 【届出期日】承継があった日から30日以内
特定施設使用 全廃届	特定工場等の特定施設のすべての使用を廃止したとき 【届出期日】廃止した日から30日以内

適用される規制 ①規制基準の遵守義務

特定施設を設置している者は、当該特定工場等の敷地の境界において、地域ごとに定められた規制基準を遵守しなければならない。

※当該工場等から発生する全ての騒音・振動が規制対象

適用される規制 ②騒音に係る規制基準

都市計画法	騒音規制法	規制基準		
用途地域	規制の地域類型	昼間 AM8-PM6	朝・夕 AM6-AM8 PM6-PM10	夜間 PM10-翌AM6
第1種低層住居専用地域	第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域	第2種区域	55dB	50dB	45dB
第2種住居地域				
準住居地域				
市街化調整区域				
都市計画区域外の地域※				
近隣商業地域	第3種区域	65dB	60dB	55dB
商業地域				
準工業地域				
工業地域	第4種区域	70dB	65dB	60dB
工業専用地域				
工業専用地域※				

※静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

適用される規制 ③振動に係る規制基準

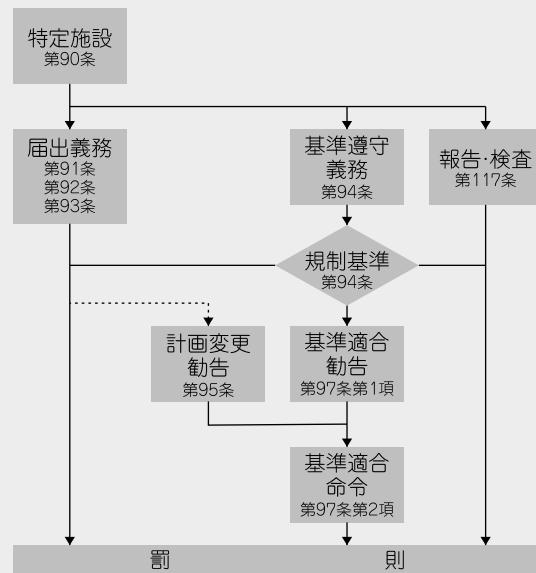
都市計画法	騒音規制法	振動規制法	規制基準	
用途地域	規制の地域類型	種別	昼間 AM8-PM8	夜間 PM8-翌AM8
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域の1	60dB	55dB
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域	第2種区域	第1種区域の2	65dB	55dB
第2種住居地域				
準住居地域				
市街化調整区域				
都市計画区域外の地域※				
近隣商業地域	第3種区域	第2種区域の1	70dB	60dB
商業地域				
準工業地域				
工業地域	第4種区域	第2種区域の2	70dB	65dB
工業専用地域				
工業専用地域※				

※静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

「悪臭」とはなんでしょうか？

- 人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」
- いいにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭と感じられることがある
- 個人差、嗜好性、慣れて、ある人には良いにおいでも他の人には悪臭に感じることもある
- 自社のにおいを嗅ぎ慣れてしまい、困っている人がいることに気がつかないことがある
- 迷惑を感じる人がいれば、そのにおいは「悪臭」

悪臭規制に係わる県生活環境の保全等に関する条例の概要（条例の体系図）



静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく

悪臭に係る特定施設（条例第90条、施行規則第46条、別表第18）

- 1.セロハン製膜施設
- 2.アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設
- 3.パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
- 4.調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設
- 5.合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
- 6.有機顔料の製造の用に供する反応施設
- 7.木材チップの堆積場であって、面積が1,000m²以上のもの
- 8.動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設
 - ①蒸煮施設 ②湯煮施設 ③真空濃縮施設 ④乾燥施設
- 9.鶏舎であって面積が400m²以上のもの及び豚舎であって面積が150m²以上のもの
- 10.サイズの製造の用に供する反応施設

悪臭特定施設に係る各種届出について（条例第91,92,93,95,96条）

- 1.特定施設を新たに設置しようとする場合
 - [届出種類] 設置届 [届出者] 特定施設を設置しようとする者
 - [届出期日] 特定施設の設置工事着手日の30日以上前
- 2.設置されている特定施設に係る以下の項目について変更をしようとする場合（特定施設の構造、使用の方法、悪臭の防止の方法等）
 - [届出種類] 変更届 [届出者] (1)の設置の届出を行った者
 - [届出期日] 特定施設の変更工事着手日の30日以上前
- 3.届出を行った者に係る以下の変更があった場合
 - (届出者の住所、届出者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地等)
 - [届出種類] 氏名等変更届 [届出者] (1)の設置の届出を行った者
 - [届出期日] 変更した日から30日以内
- 4.設置されている特定施設を廃止した場合
 - [届出種類] 廃止届 [届出者] (1)の設置の届出を行った者
 - [届出期日] 廃止した日から30日以内
- 5.設置されている特定施設を譲り受け又は借り受けた場合（相続、買収等含む）
 - [届出種類] 承継届 [届出者] 当該特定施設の承継を受けた者
 - [届出期日] 承継した日から30日以内
- 6.既に設置されている施設が新たに特定施設になった場合
 - [届出種類] 経過措置に係る届出 [届出者] 現に当該施設を設置している者
 - [届出期日] 当該施設が特定施設になった日から30日以内

悪臭に係る特定施設の規制基準（条例第94条、施行規則第48条、別表第19）

- 1.当該施設に脱臭装置が設置されていること
- 2.当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること
- 3.当該施設が防臭カバーで覆われていること
- 4.前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するための有効な措置が講じられていること

「中部電力(株) 浜岡原子力発電所見学会」に参加

12月3日(火)

平成25年10月に、中部電力(株) 静岡営業所様より当協力会の会長宛に、静岡市環境保全推進協力会の会員の方々を対象とした浜岡原子力発電所の見学会についての案内が届きました。

見学会は、「平成23年3月の東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故等から、これまで得られた知見を反映した津波対策工事を中部電力(株)で進めており、これまで取組んで来た浜岡原子力発電所の地震・津波対策等を、静岡市環境保全推進協力会の方々に見学いただくことにより、不安や疑問等の解消、安全性に関する知識を高めていただく」ことを目的に計画・開催されました。

見学会は、昨年の12月3日(火)に開催され、当日は、当協会加入の企業13社より、19名の方々に参加いただき、中部電力(株) 浜岡原子力発電所を見学させていただきました。

1 中部電力(株) 浜岡原子力発電所の概要

中部電力(株) 浜岡原子力発電所は、御前崎市の遠州灘に面した海岸付近にあり、敷地面積は約160万平方km(約50万坪)という広大な敷地内に設置されております。昭和42年9月に第1号機の建設申し込みが行われ、昭和51年3月に営業運転を開始した以降、現在は第5号機までが設置されております。

また、さらに第6号機建設に向けた増設の申し込みが平成20年12月に行われております(現在は、1号機と2号機は運転を終了し、廃炉に向けた措置中です。また、3号機、4号機、5号機は運転停止中です)。

特に3号機、4号機、5号機の発電総電気出力は、361.7(万kw)の規模となっております。

2 浜岡原子力発電所の安全対策について

浜岡原子力発電所では、5段階の深層防護を安全設計の基本的な考え方とされており、それぞれの前段における防護レベルの機能が失われても、次の防護機能が働くようになっております。また、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ことが安全対策の基本となっております。

現在は、平成23年3月に発生した東日本大震災にて、東京電力(株) 福島第一原子力発電所での事故を教訓とした津波対策を進めており、遠州灘に面した海岸線に、津波

の侵入を防ぐため、総延長約1.6kmに及ぶ防波壁(海拔高さ22m)建設や、敷地内に海水が浸入しても建屋内への海水浸入を防ぐ対策、原子炉を冷やすための電源確保、除熱、注水等の対応策を講じております。

3 施設を見学した感想

今回、中部電力(株) 浜岡原子力発電所では、これまで原子力発電の仕組みや特徴、安全に対する取組みをPRするため発電所に隣接する場所に「浜岡原子力館」を設けられていたが、なかなか見学する機会が無く、今回見学会を設定いただき、初めて施設を見学させていただいた。

今回の見学会では、「浜岡原子力館」の施設見学をはじめ、通常では見学することが出来ない5号機原子力建屋内の中央制御室や、使用済み燃料保管の燃料プール、タービン建屋など発電所の敷地内施設の見学と、現在行われている津波対策としての高さ22mもの防波壁、施設内への海水進入防止の厚さ1mもの扉などを見学させていただきました。

普段の目にするテレビニュースなどの情報では確認する機会の無いものを実際に目の前で見学させていただき、取組み内容や進捗状況などが分かり、大変有意義な見学会であったと思います。

日立アプライアンス(株) 清水事業所 古牧 潔



通常総会・10周年記念事業の開催について

平成26年度は、通常総会と併せて設立10周年記念事業を開催いたします。

1. 日時 平成26年5月19日(月)
2. 会場 静岡グランドホテル中島屋
3. 時間 理事会 14時00分
通常総会 14時30分
設立10周年記念式典 14時50分
記念講演会 15時20分～16時30分
記念パーティー 16時40分～18時00分

かんきょうにゅーす Kankyou News

事務局からのお知らせ

下草刈り中止のお知らせ

10月26日(土)の「第2回三保クロマツ植樹地の下草刈り」は、台風の影響で中止になりました。

5 随時会員を募集しております。
詳しいことは事務局までお問い合わせください。

[発行] 静岡市環境保全推進協力会
[事務局] TEL 054-221-9373 FAX 054-221-1186
ホームページURL <http://www.shizuoka-kankyo-suishin.jp/>

【平成26年3月31日現在会員数】 167事業所